

◆ 愛知県の条例に基づく事務手数料

種類			単位	金額	
屋外 広告物 許可	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件	ネオンサイン その他電飾設備を有しないもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき	円 900
		ネオンサイン その他電飾設備を有するもの	許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき	1,300
			許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき	1,200
			許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき	1,900
	電柱又は街灯柱を利用する広告	許可期間が1年以内のもの	1個につき	200	
		許可期間が1年を超えるもの	1個につき	300	
	立看板		1枚につき	100	
	張り紙		100枚につき	400	
	張り札		1枚につき	40	
	広告幕又は広告網		1枚につき	400	
アドバルーン		1個につき	700		
その他の広告物	許可期間が1年以内のもの	1個につき	100		
	許可期間が1年を超えるもの	1個につき	160		

備考 屋外広告物許可に係る手数料の計算は、次に掲げるところによる。

- (1) 広告表示面積が5平方メートル未満であるとき、又は広告表示面積に5平方メートル未満の端数があるときは、5平方メートルとして計算する。
- (2) 張り紙の枚数が100枚未満であるとき、又は張り紙の枚数に100枚未満の端数があるときは、100枚として計算する。